

相続税がかかる財産の明細書

(有 価 証 券 用)

被相続人の氏名

この明細書は、相続税がかかる財産(相続時精算課税適用財産を除きます。)のうち、有価証券の明細を記入します。

財 産 の 明 細					分 割 が 確 定 し た 財 産		
項 番	細 目		所在場所等 上段：金融商品取引業者等の名称 中段：支店等の名称 下段：その他(発行法人の所在地等)	数量(株・口・円)	為 替 (円)	財 産 を 取 得 した人の番号	取得財産の価額(円)
	銘 柄	国 外		単 価			
	特 例	備 考		価 額 (円)			

第11表の付表2 (令和6年1月分以降用)

書 き か た 等

《記入に当たっての留意事項》

相続や遺贈によって取得した財産（相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産を含みます。）が有価証券以外の財産である場合には、その財産の種類に応じて第 11 表の付表 1、付表 3 又は付表 4 を使用し、相続時精算課税適用財産の明細については、この明細書によらず、第 11 の 2 表に記入してください。

《書きかた》

1 「細目」及び「銘柄」欄

下記「取得した財産の細目、銘柄の記載要領」により、取得した有価証券の細目及び銘柄を記入してください。

2 「国外」欄

取得した有価証券の所在場所が国外である場合には、「1」を記入してください。

なお、取得した有価証券のうち、国内にある金融商品取引業者等の営業所等に設けられた口座において管理されていたものについては、この欄の記入の必要はありません。

3 「特例」欄

取得した有価証券について次に掲げる特例を適用する場合には、適用する特例に応じて、該当する番号を記入してください。

番 号	特 例
3	租税特別措置法第69条の6（（特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例））
6	租税特別措置法第70条の6の9（（個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例））
7	租税特別措置法第70条の7の3（（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例））
8	租税特別措置法第70条の7の7（（非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例））

4 「財産を取得した人の番号」欄

財産を取得した人に対応する第 11 表 1 の「財産取得者の一覧」の「項番」欄の番号を記入してください。

5 第 15 表への転記

「財産の明細」の「細目」ごとに、財産を取得した人ごとの「取得財産の価額」欄を合計し、その合計額を第 15 表の該当欄に転記してください。「財産の明細」に記入した財産のうち未分割のものがある場合には、その未分割である財産を各相続人が相続分（寄与分を除きます。）に応じて取得するとした場合に計算される金額も併せて第 15 表の該当欄に転記してください。

なお、細目ごとの第 15 表の該当欄は、下記「取得した財産の細目、銘柄の記載要領」の「第 15 表の該当欄」とおりです。

《取得した財産の細目、銘柄の記載要領》

種 類	細 目		銘 柄	第 15 表 の 該 当 欄
有 価 証 券	特定同族会社 (注) の 株 式 、 出 資	配 当 還 元 方 式 に よ っ た も の	その銘柄	⑰
		そ の 他 の 方 式 に よ っ た も の		⑱
	上 記 以 外 の 株 式 、 出 資			⑲
	公 債 、 社 債			⑳
	証 券 投 資 信 託 、 貸 付 信 託 の 受 益 証 券			㉑

（注） 「特定同族会社」とは、相続や遺贈によって財産を取得した人及びその親族その他の特別関係者（相続税法施行令第 31 条第 1 項に掲げる者をいいます。）の有する株式の数又は出資の金額が、その会社の発行済株式の総数又は出資の総額の 50% 超を占めている非上場会社をいいます。